飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について

飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

ライフライン保全対策事業に係る分担金を徴収するため

飛驒市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、飛驒市が行うライフライン保全対策事業(岐阜県ライフライン保全対策事業実施要綱(平成31年4月1日防第14号)第1条に規定する事業。 以下「事業」という。)に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第224条の規定により徴収する分担金について必要な事項を定めるもの とする。

(分担金の総額)

- 第2条 分担金の総額は、年度ごとに当該事業に要する費用の2分の1とする。 (被徴収者)
- 第3条 分担金は、当該事業の施行により、利益を受ける電力会社(以下「被徴収者」という。)から徴収する。

(分担金の納期等)

- 第4条 分担金は、納入通知書により告知し、徴収する。
- 2 分担金の納期は、当該事業ごとに別に市長が定めるところによるものとし、納期限は、納入通知書を発した日から30日以内とする。

(徴収の延期)

第5条 被徴収者が、天災その他の特別な事情により納期限までに納入することが 困難と認められる場合には、分担金の徴収を延期することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例 (案) 要旨

1 制定の趣旨

本条例は、強風、大雪等による停電及びこれに起因する被害の発生を抑止することによりライフラインの保全を図るため、市が行う電線周辺の倒木のおそれがある立木を伐採する事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき受益者から分担金を徴収するために制定するもの。

2 概要

市が行う整備事業により電力会社から徴収する分担金について、その額、通知方法、徴収方法等を定める。

分担金割合は、電力会社が2分の1、県が4分の1とする。

3 施行日 公布の日